

■目的

道内において、ヒグマの市街地出没や人身被害等が発生した際に、道民や来道者に対して、ヒグマによる人身被害防止などのため、注意報等を発出するもの。

※北海道ヒグマ管理計画 第2章の3(1)①ア(エ)

■ヒグマ注意報等

- ・ヒグマ警報（警報）
- ・ヒグマ注意報（注意報）
- ・ヒグマ注意喚起（注意喚起）

■注意報等の発出

<警報>

本庁と振興局で同時発出。
振興局は、関係する市町村に、事前に発出情報を提供。

<注意報>

本庁と振興局で同時発出。
なお、発出に当たっては、市町村等の意向を踏まえるものとする。

<注意喚起>

本庁は、必要に応じて道民や来道者へ注意を呼びかける。
振興局は、地域の実情に応じて地域の住民へ注意を呼びかける。

◎ 警報と注意報は、住民等に人身被害発生の懸念があるときに発出

◎ 注意喚起は、ただちに人身被害の発生は懸念されないが、注意を促す際に発出

< 注意報等の発出イメージ >

	市街地付近 (住民などが利用する生活圏)	市街地付近 以外 (ヒグマの生息圏)
人身被害発生	警報	注意報
出没が頻発	注意報	
農業等被害発生	注意報	
その他		必要に応じて 注意喚起

< 発出基準等 >

注意報等	発出基準	対象区域	期間等
警報	市街地付近で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。	ヒグマが出没している若しくは被害が発生している市町村又はその区域。	一ヶ月間を目安
注意報	市街地付近で、ヒグマが頻繁に出没、又は、ヒグマによる農業等被害が発生し、一般住民への人身被害の発生が懸念されるとき。 市街地付近以外で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。	※ 地理的状況や被害状況を考慮し、隣接市町村を必要に応じて対象に加えることができる。	※ 必要に応じ延長
注意喚起	広く一般に又は地域の実情を踏まえて注意を促すとき。	必要に応じ設定可	必要に応じ設定可

注意報等を発出した時は、「ヒグマ出没時の対応方針」、「ヒグマ人身事故発生時の対応方針」に基づき、必要な対応を行う。

※ 市街地付近とは、市街地等（市街地、集落、人家稠密地域及びその周辺部）、通学路、不特定多数の人が利用する公園、観光施設等の区域並びにその周辺部をいう。